

地域再生計画書本体 新旧対照表

旧	新
<p>1～3 (略)</p> <p>4 地域再生計画の目標 (略)</p> <p>(目標1) 汚水処理施設の整備の促進(八幡平市の汚水処理施設整備率を46%から<u>68%</u>に向上)</p> <p>(目標2) (略)</p> <p>5 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要 (略)</p> <p>5-2 法第四章の特別の措置を適用して行う事業</p> <p>(1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業 対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所については、別添の整備箇所を示した図面による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共下水道……平成16年2月10日に事業認可</li> </ul> <p>(略)</p> <p><b>【事業主体】</b> (略)</p> <p><b>【施設の種類】</b> (略)</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 地域再生計画の目標 (略)</p> <p>(目標1) 汚水処理施設の整備の促進(八幡平市の汚水処理施設整備率を46%から<u>67%</u>に向上)</p> <p>(目標2) (略)</p> <p>5 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要 (略)</p> <p>5-2 法第四章の特別の措置を適用して行う事業</p> <p>(1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業 対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所については、別添の整備箇所を示した図面による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共下水道……平成16年2月10日及び平成18年10月16日に事業認可</li> </ul> <p>(略)</p> <p><b>【事業主体】</b> (略)</p> <p><b>【施設の種類】</b> (略)</p>

地域再生計画書本体 新旧対照表

旧	新
<p><b>【事業区域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共下水道 八幡平市 大更、田頭、平館大久保、平館共新、平館小福田、平館東地区（平成16年2月10日事業認可済区域）</li> <li>・ 農業集落排水施設（略）</li> <li>・ 浄化槽（市設置型）（略）</li> <li>・ 浄化槽（個人設置型）（略）</li> </ul> <p><b>【事業期間】</b> （略）</p> <p><b>【整備量】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共下水道 <u>150～400 mm L=24,001 m</u> 処理場 1箇所（増設1池）</li> <li>・ 農業集落排水施設 75～250 mm L=24,044 m</li> <li>・ 浄化槽 <u>494基</u></li> </ul> <p>なお、各施設による新規の処理人口は、下記のとおり。 公共下水道 <u>3,180人</u>、農業集落排水施設 <u>2,370人</u> 浄化槽（市町村設置型）<u>1,450人</u>、（個人設置型）<u>210人</u></p>	<p><b>【事業区域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共下水道 八幡平市 大更、田頭、平館大久保、平館共新、平館小福田、平館東地区（平成16年2月10日事業認可済区域） <u>松川地区（平成18年10月16日事業認可済区域）</u></li> <li>・ 農業集落排水施設（略）</li> <li>・ 浄化槽（市設置型）（略）</li> <li>・ 浄化槽（個人設置型）（略）</li> </ul> <p><b>【事業期間】</b> （略）</p> <p><b>【整備量】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共下水道 <u>50～350 mm L=22,375 m</u> 処理場 1箇所（増設1池）</li> <li>・ 農業集落排水施設 75～250 mm L=24,044 m</li> <li>・ 浄化槽 <u>338基</u></li> </ul> <p>なお、各施設による新規の処理人口は、下記のとおり。 公共下水道 <u>3,020人</u>、農業集落排水施設 <u>2,370人</u> 浄化槽（市町村設置型）<u>1,110人</u>、（個人設置型）<u>214人</u></p>

地域再生計画書本体 新旧対照表

旧		新	
<b>【事業費】</b>		<b>【事業費】</b>	
公共下水道	事業費 <u>2,542,200</u> 千円 (うち、交付金 <u>1,284,620</u> 千円) 単独事業費 <u>490,500</u> 千円	公共下水道	事業費 <u>2,491,336</u> 千円 (うち、交付金 <u>1,259,188</u> 千円) 単独事業費 <u>451,400</u> 千円
農業集落排水施設	事業費 <u>2,505,912</u> 千円 (うち、交付金 <u>1,252,956</u> 千円) 単独事業費 <u>320,950</u> 千円	農業集落排水施設	事業費 <u>2,364,512</u> 千円 (うち、交付金 <u>1,182,256</u> 千円) 単独事業費 <u>320,950</u> 千円
浄化槽(市町村設置型)	事業費 <u>490,392</u> 千円 (うち、交付金 <u>163,464</u> 千円)	浄化槽(市町村設置型)	事業費 <u>308,946</u> 千円 (うち、交付金 <u>102,982</u> 千円)
浄化槽(個人設置型)	事業費 <u>25,902</u> 千円 (うち、交付金 <u>8,634</u> 千円)	浄化槽(個人設置型)	事業費 <u>26,460</u> 千円 (うち、交付金 <u>8,820</u> 千円)
合 計	事業費 <u>5,564,406</u> 千円 (うち、交付金 <u>2,709,674</u> 千円) 単独事業費 <u>811,450</u> 千円	合 計	事業費 <u>5,191,254</u> 千円 (うち、交付金 <u>2,553,246</u> 千円) 単独事業費 <u>772,350</u> 千円
5-3 その他の事業 (略)		5-4 その他の事業 (略)	
6～8 (略)		6～8 (略)	